

集団的自衛権の行使容認は許されない

安倍晋三首相は、2月20日、国会において、集団的自衛権の行使を認めるよう憲法解釈を変更し、それを閣議決定を以て行うと発言した。これは、第二次世界大戦後の日本国の“あり方”の根本を転覆させることになる行為として、日本中に衝撃を与えた。

日本の政治の根本とは、「日本国憲法に基づく統治」を意味する立憲主義の貫徹であり、国会、内閣、裁判所その他の国家機関も、地方自治体も、その行為が正当性を有するのは、立憲主義に適合している場合のみである。また、日本国憲法第96条に基づいて憲法改正を行う場合、日本国憲法の性格を変えてしまうことになるような改正は行えないとの考え方が、学説の主流である。これは、諸外国でも同様である。

集団的自衛権とは、自国が攻撃を受けていないにもかかわらず、同盟国を攻撃している国を攻撃する権利であり、その本質は自衛隊が海外で戦争すること、すなわち「侵略する権利」を容認することである。それは、日本国憲法の原理の一つである恒久平和主義をあきらかに破壊するものであるから、そのような改正や解釈を内閣が行うことは許されない。

そもそも、日本国憲法第96条第1項の定めにより憲法改正権を有しているのは、国会と主権者国民のみであり、内閣とその構成員は憲法改正権を有していない。この第96条に定めた手続に基づく「明文改憲」以外の、解釈による改憲を認める条項を、日本国憲法は有していない。ただし、行政府が憲法解釈を行って日本国憲法を執行する過程で、内閣が条項や文言の解釈を変えることができる場合があるが、それは第21条の「表現の自由」の中に「知る権利」が含まれるように解するなど、憲法の諸原理や、条項や文言の許す論理の範囲内に限られる。集団的自衛権の行使について、例えば1981年鈴木内閣は「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」との解釈を述べている。従って、安倍内閣は、これまでの解釈を自ら変えて、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行うことはできない。

もし、閣議決定による解釈改憲が容認されるならば、内閣が交代する度に憲法解釈を自由に変えられることとなり、いわば、憲法は内閣が定めるものと化してしまう。すなわち、憲法は、国家と権力者を拘束する力を失い、その時々国民を縛る道具となってしまう。これは立憲主義の否定、近代法治主義の否定にほかならない。

日本国憲法は、武力行使を原則禁止する国連憲章に則して武力行使を放棄したばかりか、さらに軍隊を持つことをも放棄した、人類の最高到達点ともいえるべき憲法である。このような日本国憲法があるにもかかわらず、政府は米国と軍事同盟を結んで軍事強化を進め、イラクやアフガニスタンでの戦争の責任の一端を担い、近隣諸国との緊張関係をもたらしてきた。しかしそのような下でも、日本国憲法の制約と平和憲法を支持擁護する強い国民世論ゆえに、政府は自衛隊を海外の戦闘地域に「派兵」することはできず、日本では、軍隊が人を殺すことも、国民が戦死することもなかったのである。これは歴史に特筆すべき成果であり、一内閣が勝手にこの国是を変えるなど許されないことである。

私たちは、平和の構築と人類の福祉の貢献することを科学者の社会的責任と自覚する学会として、日本国憲法の遵守を求め、安倍内閣による集団的自衛権の行使容認の解釈改憲に断乎反対する。

2014年3月16日

日本科学者会議 49期第4回常任幹事会